

# 『認知症』と『人』の権利を みんな考える小冊子

みなさんの職場で考えてみて下さい

あなたならどうしますか？



一般社団法人  
北海道認知症グループホーム協会

## これは虐待ですか？

1	高齢者が言うことをきかないので軽く叩いた
2	部屋に鍵をかけて外に出られないようにした
3	食事を食べないと体に悪いと思い、嫌がっていたが食べさせた
4	介護のストレスがたまり怒鳴ってしまった
5	何度も同じ話しをするので疲れて無視した
6	排泄を失敗したので外の人にわかるように布団を干した
7	おむつ交換の回数を知らないで少なくしていたら、皮膚疾患が悪化した
8	部屋を長い間掃除をしなかったためゴミが散らかりほこりがたまっている
9	「水を飲みたくない」と本人が言うので、飲ませなかつたら脱水になった
10	便が出ないとかわいそだと思い、お腹をマッサージしたが、嫌がって大声を出した

# すべてが虐待の可能性

- この表現だけでは判断できない事例もありますが、どの事例も状況や程度によっては虐待との指摘を受ける可能性があります。
- また不適切なケアであるとの認識も必要です。

## 高齢者虐待防止・ 養護者支援法

- 高齢者虐待の定義  
高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれること
- 施設や事業所の職員による虐待も対象
- 市町村が虐待防止の主たる担い手  
地域包括支援センター
- 通報の義務(職員が虐待と思われる行為を職員が発見)
- 養護者(介護者)支援の視点  
市町村は養護者に対する相談・助言・指導、必要な居室の確保を行う

# 高齢者虐待の定義

身体的 虐待	身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること
ネグレクト	衰弱させるような著しい減食、長時間の放置/(養護者)同居人の虐待行為の放置等養護を著しく怠る/(従事者)職務上の義務を著しく怠る
心理的 虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与えること
性的 虐待	わいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
経済的 虐待	財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

虐待の種類	介護サービス職員による高齢者虐待の具体例
身体的 虐待	叩く・つねる・引っかく・火傷を負わせる・髪を引っ張る・無理に食事を口に押し込む・車椅子などへの移乗介助の際に乱暴に扱うなど
心理的 (情緒的 精神的) 虐待	無視する・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・子ども扱いをする(言葉づかいを含む)・にらむ・からかう・排泄の失敗の際に人前で恥をかかせる・排泄介助の際「また出たの!」「臭いね!」などと言う・入居者個人のプライバシーを暴露するなど
経済的 ・物質的 虐待	ティッシュペーパーなど入居者の私物を勝手に使う・預かった貴重品や衣類等を失くしてしまう・金銭管理が粗雑である・入居者の預貯金で無断で使う(入居者が使用する物品であっても)・入居者の財産を横領するなど
性的 虐待	入浴時などで、男女の区別を明確にしない・失禁の際に、懲罰的に下半身を裸にして放置する・いたずらに性器を触る・勃起した男性入居者をからかうなど ※身体に触れたかどうかは問題ではない
放棄 ・放任 (ネグレクト)	入居者を不潔なまま放置する・十分な食事を与えない(不適切な栄養管理も含む)・必要な介護を行わない・必要な医療を受けさせない・施設内環境が不潔、乱雑、危険な状態となっているなど

# 身体拘束禁止

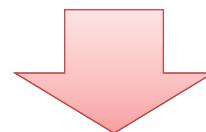
(1999年3月 厚生労働省)

1	徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2	転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3	自分で降りられないようにベッドを柵(サイドテーブル)で囲む
4	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
5	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6	車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がりたくないよう、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
8	脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用する
11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

魔の3ロック～  
○フィジカル(身体)・ロック  
○ドラッグ(薬)・ロック  
○スピーチ(声)・ロック

## 緊急やむを得ない場合とは

1. 切迫性(本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる危険性が著しく高い)
2. 非代替性(身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない)
3. 一時性(身体拘束その他の行動制限が一時的なものである)



例外3原則  
(すべてを満たすこと)

# 慎重な手続きを踏むこと

- 例外3原則の確認等の手続きを「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い記録する
- 本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等を出来る限り詳しく説明し十分な理解を得る
- 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない(基準)

緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は  
原則すべて高齢者虐待に該当する

(厚労省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」)

## あなたのストレス(サイン)チェック

	項目	ほとんどない	時々ある	よくある
1	イライラする	0 点	1 点	2 点
2	不安だ	0 点	1 点	2 点
3	落ち着かない	0 点	1 点	2 点
4	ゆううつだ	0 点	1 点	2 点
5	よく眠れない	0 点	1 点	2 点
6	体の調子が悪い	0 点	1 点	2 点
7	物事に集中できない	0 点	1 点	2 点
8	することに間違いが多い	0 点	1 点	2 点
9	仕事中、強い眠気に教わられる	0 点	1 点	2 点
10	やる気が出ない	0 点	1 点	2 点
11	へとへとだ(運動後をのぞく)	0 点	1 点	2 点
12	朝起きた時、ぐったりして疲れを感じる	0 点	1 点	2 点
13	以前と比べて、疲れやすい	0 点	1 点	2 点

# あなたのストレスチェック (評価)

0点～ ストレスのサインはほとんど出ている  
4点 ない (いいんでないかい状態)

5点～ 10点 ストレスのサインが少し出ている  
(ちょっと気をつけたらいいべき状態)

11点～ 20点 ストレスのサインが高く出ている  
（ふつうにヤバい状態）

21点 ストレスのサインが非常に高く出ま  
以上 くり （なまらヤバい状態）

## 出典及び協力、監修をいた だいた方々

- 資料の提供、参考文献等、ご協力をいた  
だいた方々

三瓶 徹

(社会福祉法人 北海長正会

北広島リハビリセンター 特養部四恩園 施設長)

石川秀也

(北海道医療大学 教授)

瀬戸雅嗣

(社会福祉法人 栄和会

特別養護老人ホーム 厚別栄和荘 総合施設長)

### 参考

日本国憲法の3大原則

1. 国民主権 2. 基本的人権の尊重 3. 平和主義